

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定する申請様式等の押印廃止に伴う窓口対応について

運用

- 令和3年1月1日より、認定申請、変更認定申請、承認申請等の届出の際、押印・自署が不要となった。
- 各様式等の改定状況・運用については、以下の通り。
 - ・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定する申請様式等 ⇒ 令和3年4月1日付で新様式に改訂
 - ・ 東大阪市長期優良住宅建築等計画認定等実施要綱に基づく様式 ⇒ 令和3年4月1日付で新様式に改訂
※HP等のデータを新様式に改訂
 - ・ 委任状 ⇒ 添付は必要だが、押印・自署は不要
 - ・ 申請添付図面 ⇒ 押印不要

Q&A

Q1：旧様式での申請・届出も可能か？

A：当面の間、旧様式の使用も可能。押印の有無も問わない。

Q2：委任状には押印が必要なのか？

A：委任状への押印の有無も問わない。

Q3：申請図書の訂正印は必要か？

A：申請図書への押印が不要となったため、訂正印も不要です。

原則は書類の差し替えをお願いするが、手書き訂正も可とする。